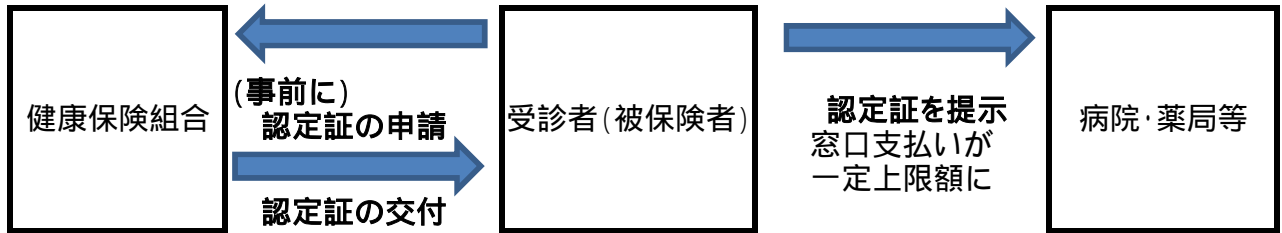


高額な外来診療を受ける皆様へ

平成24年4月1日から

**「認定証」などを提示すれば、
窓口での支払いが一定の金額にとどめられます**



これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたのですが、平成24年4月1からは、限度額を超える部分を窓口で支払う必要はなくなります。

| 高額な外来診療受診者 | 事前の手続き | 病院・薬局などで |
|---------------------------|--------------------------|----------------------------|
| 70歳未満の方 70歳以上の非課税世帯等の方 | 健康保険組合に「認定証」の交付を申請してください | 「認定証」を窓口に表示してください |
| 70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない方 | 必要ありません | 「高齢受給者証」を窓口に表示してください |
| 75歳以上で、非課税世帯等ではない方 | 必要ありません | 「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に表示してください |

認定証 = 限度額適用認定証

「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。

(高額療養費支給申請をすることで、支払った窓口負担と限度額の差額が後日健康保険組合から支給されます)

事前申請については、健康保険組合へ「健康保険限度額適用認定申請書」を提出してください。用紙はホームページ(<http://www3.ocn.ne.jp/od-kenpo>)からもダウンロードできます。

大阪府電気工事健康保険組合